

特定非営利活動法人福井県発明くふう研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 福井県発明くふう研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福井県福井市新田塚1丁目3番10号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、発明くふうをとおして無限の可能性を開拓追求し、より豊かな社会を創造しようとする個人、団体に対して、知的財産権に関する知識の普及とその指導を行い、更に、その実現化を支援することによって発明を奨励し、もって科学技術の振興と創造性豊かな人材の育成や地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 科学技術の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 知的財産権に関する知識の普及、啓蒙と講習会の開催
- ② 新技術及び発明品の開発の指導と研究
- ③ 知的財産権に関する指導と支援
- ④ 発明品の展示会開催

第3章 会員

(種類)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体(以下、法人も含む。)であって、会費を年払いする者。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体であって、会費を月払いする者。
- (3) 贊助会員 この法人の目的に賛同し、事業を援助するため入会した個人又は団体。
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において名誉会員として推薦された個人又は団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、入会条件に適合すると認めるときは、不正な理由がない限り、入会を認めなければならない。ただし、前条第1項3、4号に規定する賛助会員及び名誉会員は除く。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもつて本人に、その旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金、及び会費(年払い又は月払い)を納入しなければならない。ただし、第6条第1項3、4号に規定の賛助会員及び名誉会員は除く。(会員の資格喪失)

第9条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 脱会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体(企業団体含む)が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上この法人の事業に参加せず、且つ会費の納入の履行を怠ったとき、ただし、やむを得ない理由がある場合にはこの限りでない。
- (4) 除名されたとき。

(脱会)

第10条 会員は、理事長が別に定める脱会届を理事長に提出して、任意に脱会することができる。

(除名)

第11条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長、1名以上を副理事長とする。

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたとき、監事は1名でも欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員及び会員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員等)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

- 3 事務局長は、理事の中から理事会の承認を経て理事長が任免し、職員は、事務局長が任免する。

第5章 顧問及び相談役

第21条 この法人には顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、この法人に功労のあった者、又は学識経験者の中から理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

第6章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第24条 総会は、以下の事項について、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業計画及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く、第54条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があつたとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。ただし、会員より緊急動議がだされた場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第55条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者があればその数を付記する)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名が署名、押印し、保存しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名が署名、押印し、保存しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(経費の支弁)

第46条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(知的財産権の取得)

第47条 この法人は、役員及び会員に対し、職務知的財産権取扱規則で定める報奨金等を支弁することによって、知的財産権を受ける権利の承継及び知的財産権の取得をすることができる。

2 役員及び会員には、前項の知的財産権を受ける権利の承継及び知的財産権の取得に必要な手数料、経費等を支弁することができる。

3 前各項に関し必要な規則事項等は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第50条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。ただし、緊急やむを得ないときには、この限りにあらず。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受けて、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第54条 予算をもつて定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担が生じ、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、且つ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

(5)正会員の資格の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項(定数に係るもの除く)

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9)残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項

(10)定款の変更に関する事項

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、且つ、所轄庁の認定を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雜則

(細則)

第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大濱 利榮
副理事長	竹内 真一
副理事長	山下 博
副理事長	山崎 昇三
副理事長	山本 健治
専務理事	石田 善隆
専務理事	前田 行雄
理事	小林 幸只
理事	石本 敏男
理事	高田 津木男
理事	今井 光信
理事	平田 貴一郎
理事	藤澤 來
理事	前田 幸男
理事	小寺 高憲
理事	宮越 敏子
理事	山崎 道子
監事	三好 八十四
監事	福井 康人

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第54条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- ① 入会金 個人1,000円 企業団体10,000円
 ② 年払い会費(一人)

入会月	金額(円)	入会月	金額(円)	入会月	金額(円)
4. 5. 6	10,000	7	9,000	8	8,000
9	7,000	10	6,000	11	5,000
12	4,000	1	3,000	2. 3	2,000

準会員

- ① 入会金 個人1,000円 企業団体10,000円
 ② 月払い会費
 個人 2,000円 企業団体一人 2,000円

附則

この定款は、平成18年9月15日から施行する。

附則

この定款は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この定款は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この定款は、令和4年2月13日から施行する。

附則

この定款は、令和6年 月 日から施行する。